

〈研究論文〉

外国につながる子どもの教育における見えない壁

— 不就学と教育情報アクセス格差を中心に —

Invisible Barriers in Education for Children with Migration Backgrounds in Japan

Non-Enrollment and Inequalities in Access to Educational Information

賈 曦*

Hagar MOHAMED

Abstract

This study examines the invisible barriers faced by children with migration backgrounds in Japan, focusing on non-enrollment in compulsory education and inequalities in access to educational information. Drawing on policy documents, administrative data, media reports, and qualitative interviews, it demonstrates that these challenges are structurally produced by institutional arrangements that presuppose majority cultural norms. Educational information is predominantly provided in Japanese and circulated through informal social networks, placing families without sufficient linguistic and cultural capital at a disadvantage. As a result, children are required to act as language brokers between schools and their families, which imposes additional cognitive and emotional burdens. The study concludes that addressing these invisible barriers requires institutional reforms that extend beyond language support and critically reconsider majority-centered assumptions embedded in the education system.

Keywords

migration-backgrounds children; non-enrollment; inequality in access to educational information; assimilationist frameworks; cultural capital

*国際社会学部 国際社会学科 教授

はじめに

グローバル化の進展に伴って、日本で暮らす外国人が増え続けてきている。特に「出入国管理及び難民認定法」の改正により、労働者として外国人の受け入れを認めるようになり、日本の在留外国人数は毎年増加し、今後もさらなる増加が見込まれる。

こういった外国人の増加に伴い、多様なルーツとルートを持つ子どもが地域コミュニティに住み、学校に入ってくることも想定される。これら外国につながる子ども¹が文化的言語的に多様な背景を持ち、教育現場では、多文化共生社会への体制づくりが喫緊の課題である。日本財団の調査によって、外国につながる子どもが同じ学校・クラスにいる環境は一般的になりつつあることが明らかになった。²こうした多民族化・多文化化といった社会変動に対応するため、外国につながる子どもへの教育支援や多文化共生教育の確立、及び支援体制の整備が喫緊の課題となっている。

このような状況を受け、行政レベルも学校レベルも多岐にわたる支援策が講じられてきた。その中に、日本語指導教員の配置や教員研修、受け入れ手引き・マニュアルの整備、日本語指導法研修などを通じて、学校の受け入れ体制と児童生徒への指導・支援体制を支えることを目的とするものが多い。³しかし、日本語教育が中心的な課題として位置づけられてきたため、現実には、外国につながる子どものニーズに十分こたえられていないことが確認されている。不就学、学校や家庭に居場所がないことや、文化の違いから学校生活への適応が難しく、家庭でも教育に関する認識の違いから親と衝突する等、外国につながる子どもが日本語以外の課題をたくさん抱えている。⁴さらに、日本社会や学校へ

の適応を促す日本語教育や適応指導に重きが置かれていることにより、多文化主義からの考察があまり検討されてこなかったことも指摘されている。⁵

本稿では、共生社会の実現という観点から、外国につながる子どもの教育課題の中で見えにくい不就学問題と情報アクセス格差に着目し、文献研究、行政資料及びメディア報道を基に議論を整理する。なお、本稿では「外国につながる子ども」を基本用語として用い、必要に応じて行改用語を引用する。また多文化共生概念の再検討を通して、これらの問題を生み出す構造的要因を明らかにし、さらに、多文化共生を「外国人への支援」ではなく、「多数派を含む社会全体の変容」として捉え直す視点を提示することを目的とする。

第1章 在留外国人の増加と教育現場の変容

1990年代以降、日本における在留外国人は一貫して増加傾向にある。背景には、1990年の「出入国管理及び難民認定法」改正による南米系日系人の受け入れ拡大、さらに2018年の入管法改正によって創設された在留資格「特定技能」による労働者受け入れの拡大がある。この制度改革を契機として、日本社会における外国人の居住者数は大きく増え、その構成や居住形態も多様化している。

2024年6月末時点で、日本には358万8,956人の在留外国人が生活し、前年から17万7,964人増加し過去最高を更新した⁶ (図1)。さらに、不法残留者を含めれば、国内で生活する外国人は360万人を超える規模に達している。国籍別では、中国、ベトナム、韓国、フィリピン、ブラ

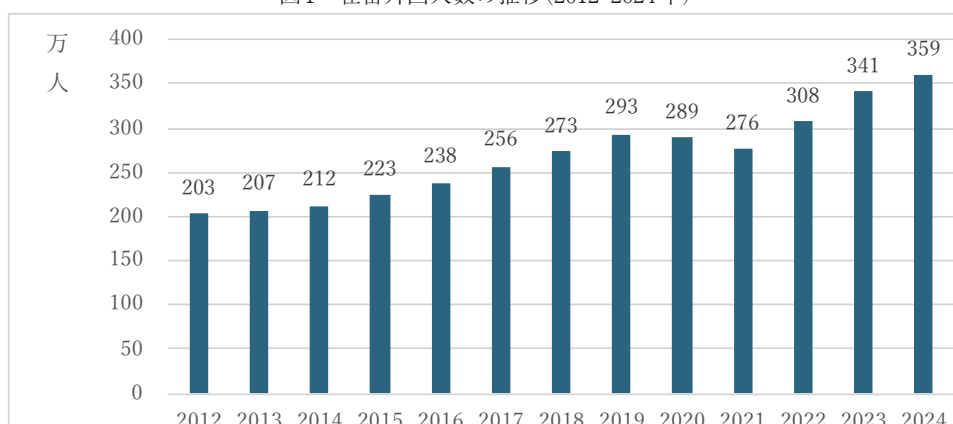
ジル、ネパールなどアジア・南米諸国が中心であり、とりわけベトナムとネパールの増加幅が大きい。これは、特定産業分野における労働力不足を背景に、特定技能1号・2号の受け入れが進んでいることと密接に関連している。

特定技能制度は、一定の技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるために設けられたものであり、1号では在留期間が最長5年とされ、家族帯同が原則認められていない。一方、2号では熟練技能者が対象であり、家族帯同が可能で在留期間に上限がない。これらの制度の違いによって、単身労働から家族帯同型の定住へと外

国人の滞在形態が多様化し、今後も外国につながる子どもが日本の地域社会や学校に増加し続けることが予想される。

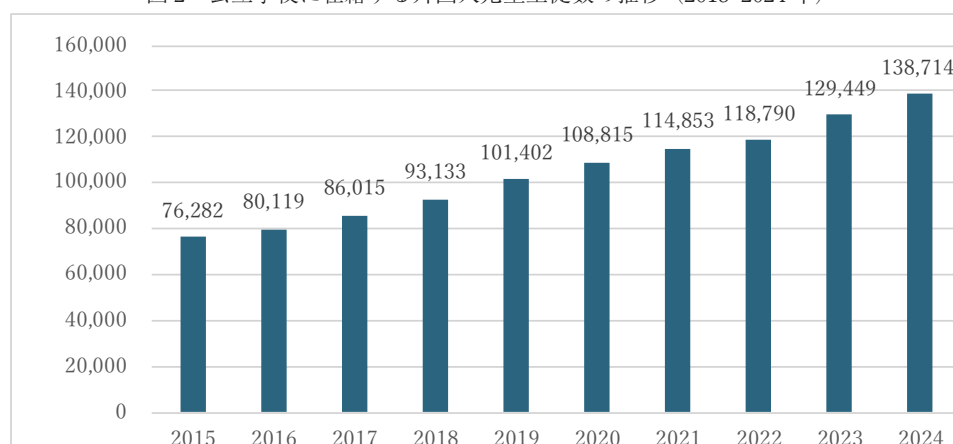
こうした在留外国人数の増加を反映して、日本の公立学校に通学する外国人児童生徒数は年々増加している。図2は公立の小中高、義務教育諸学校に在籍する外国人児童生徒数の推移を示したものである。2015年は76,282名であったが、2024年には138,714名と約1.8倍まで増加している。教育現場において、外国につながる子どもはもはや例外的な存在ではない。都市部だけでなく地方都市でも多文化化が急速に進展している。

図1 在留外国人数の推移(2012-2024年)



出所：法務省出入国在留管理庁公表資料を基に作成 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001425981.pdf>

図2 公立学校に在籍する外国人児童生徒数の推移(2015-2024年)



出所：法務省出入国在留管理庁公表資料を基に作成 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001425981.pdf>

こうした多文化化に対応するため、行政・学校現場では日本語指導教員の加配、受け入れマニュアルの作成、研修の充実などが進められてきた。しかし、外国につながる子ども¹の増加に対し、行政側の支援体制は十分に対応できていない状況が生じている。文部科学省の2023年度の調査によると、全国の公立学校における日本語指導が必要な外国籍児童生徒数が2014年の29,198人から、2023年には57,718人に増加し、約10年間でほぼ2倍となっている。⁷この日本語指導は、学校教育法施行規則で「特別の教育課程」に位置付けられ、年間10～280単位時間を標準として、日本語担当教員や日本語指導補助者などが行われるが、自治体や学校によって実施状況に大きな差がある。また支援の中心が日本語教育や適応指導が中心とされてきたことにより、外国につながる子どもたちが直面する実質的な課題—不就学、学習のつまずき、家庭とのコミュニケーションの困難、文化的ギャップによる学校適応の難しさ—には十分に対応できていないとの批判が多い。「外国につながる子どもの異なる言語や文化を背景とした多様なニーズに十分こたえられていない」⁸、「日本社会・学校への適応や日本語の獲得に焦点化され、日本の学校システムに円滑に参入するための教育の関を出ていない」、「現地の言語文化についての知識・スキルの未発達という一時的現象のみ目が向けられ、それを欠損として捉えた一時的な補償教育という機能が中心になっている」⁹ことが指摘され、さらに、こうした問題が外国につながる子どもを制度的に周縁化し、教育機会や進路形成に深刻な格差を生み出すことも指摘されている。¹⁰次に、外国につながる子どもの教育における多文化共生の視点から、外国につながる子どもの教育課題の中で見えにくい不就学の問題、そして教育制度における情報

アクセス格差について、先行研究の整理を通して詳細に検討する。

第2章 不就学問題

不就学問題は、20年以上前から問題視されてきたにもかかわらず、現在に至るまで十分に改善されていない課題の一つである。1990年の入管法改定に伴い南米系移民が急増し、日本社会で外国につながる子どもが増加するとともに、不就学の存在が徐々に明らかになった（太田、2000；宮島・太田、2005；佐久間、2006）。当時の研究は、外国人子どもが日本の学校制度にスムーズに適応できず、制度からこぼれ落ちる構造的問題を指摘し、不就学により、学校における文化資本の蓄積による社会的上昇の機会が奪われることを重視するものである。また、不就学の問題に関連して多くの先行研究が指摘するのが、日本国憲法や法律の解釈と運用において、外国人子どもへの教育が権利ではなく、「恩恵」として認識されている点である（丹羽 2022；竹内 2022；佐藤2019；小島2016；佐久間2005、2006他）。日本国憲法の解釈において、教育を受ける権利の享有主体及び就学義務の対象が「日本籍を有する国民」に限定されているとするため、日本に暮らす外国につながる子どもは、就学義務の対象外とされている。その結果、外国につながる子どもが親の意志に委ねられ「不就学」になる可能性が日本人児童よりも高い。

より実践的な視点から展開されたのが、小島祥美による研究である。小島祥美が自治体やNPOなどと協働し、全国初めて岐阜県可児市の全外国籍の子どもを対象に個別訪問を行い、就学実態を把握し、より実践的な視点から不就

学の問題を分析した。小島祥美は、外国につながる子どもが義務教育の対象外である制度が、不就学の根本原因であると強調し、これを「見えない子ども」の問題として社会に提示した。特に、不就学の子どもが見える化など実践面に与えた影響が大きい。さらに山野上は外国につながる子どもは就学義務の対象外とされているため、不可視化のリスクが日本国籍の子どもよりも高く、また編入を断れるや、不適応、不登校、問題行動等を理由に学校を追い出される等、学校からの排除の力が働く状況を明らかにした。¹²これは日本の学校文化が多数派の前提に基づいて運営されているため、外国につながる子どもが制度の周縁に置かれやすい構造を反映している。¹³

研究者の間だけではなく、マスコミや民間団体もこの問題に関心を寄せた。2018年の入管法改定を受け、外国人労働者・移民問題に対する世論の関心が高まっていたタイミングで、関東弁護士会連合会が「外国につながる児童・生徒の教育の実態に関するアンケート調査」を行い、外国につながる児童・生徒が置かれている教育環境について調査した。結果として、外国につながる児童・生徒の不登校の人数の把握状況は、地域差が顕著であることが判明された。¹⁴調査された自治体の中、外国につながる児童・生徒の不登校状況を把握していないところは4割近く存在していることも明らかになった。また、静岡県浜松市では、公益財団法人浜松国際交流協会職員による戸別訪問を行い、児童・生徒の就学状況の実態調査が行われており、市内の児童・生徒数を把握した上で綿密な対応を行うことが可能となったことを指摘、ごく数人の活動により、実態を大幅に改善できる可能性と示唆した。さらに外国につながる児童・生徒の就学を断った理由についても調査した結果、多くの

場所で、就学拒否について現実的に行われていることを明らかにした。就学拒否の主な理由として、「受け入れた後の対応が困難である」ことが多いとされ、「日本語ができるようになってから来てほしい」という説明のもとで事実上の就学拒否が行われている実態が示されている。¹⁵

毎日新聞も早く外国につながる子どもの不就学を問題視し、100自治体を対象にした調査を基に、就学状況不明の外国籍児童が1.6万人を超える報道し、不就学問題を社会に強く訴えた。「外国籍の子 就学不明1.6万人 義務教育の対象外」というタイトルで、2019年1月から取材記事の不定期連載として報道され¹⁶、のちに外国籍の子どもたちの学ぶ権利を問うキャンペーン報道「にほんでいきる 外国からきた子どもたち」にまとめられ、2020年12月刊行された。これを受けて、文部科学省が初めて実施した「外国人の子供の就学状況等調査」（2020）では「学齢期相当の外国人の子ども123,830人のうち、不就学の可能性があると考えられる子どもが19,471人となる。さらに、出国・転居（予定含む）を加えると22,388人が不就学状態になる可能性がある」と外国につながる子どもの高い不就学率が明らかになった。¹⁷

その後、外国人の子どもの就学状況等調査が毎年行われるようになった。文部科学省が2024年8月8日に発表した『令和5年度外国人の子供の就学状況等調査結果について』では、「不就学の可能性のある子どもの数が8,601人となり、調査が始まった19年度の2万人近くから大幅に減っている」との見解が示された。¹⁸それに対して、小島祥美が「不就学が確定している子どもの数は630人から970人に増加している」と指摘、さらに「全体の母数から「就学者数」を引いた数を比較すると、2回目から4回目の調査までの数はさほど変わらず、実態とし

て「不就学状態」の数は減っていない」と主張した¹⁹。また、2025年10月に発表した令和6年度の調査結果では、不就学の可能性がある外国人の子どもの数は8,432人となり、23年度の前回調査より169人減少と示された。外国人の子どもの人数は16万3,358人に増えていることから、割合としては5.16%でほぼ横ばいとのことで、文科省総合教育政策局国際教育課の担当者は「各教育委員会で、外国人の子どもが就学対象だという認識が着実に進んできた結果と受け止めている」と述べた。²⁰しかし、不就学の外国人の子どもの数は1097人で、前回調査から127人増加した以上、特に注目したいのは、就学状況が確認できない子どもの数が、前回調査の7,199人、全体の4.5%から、4.8%の7,322人に

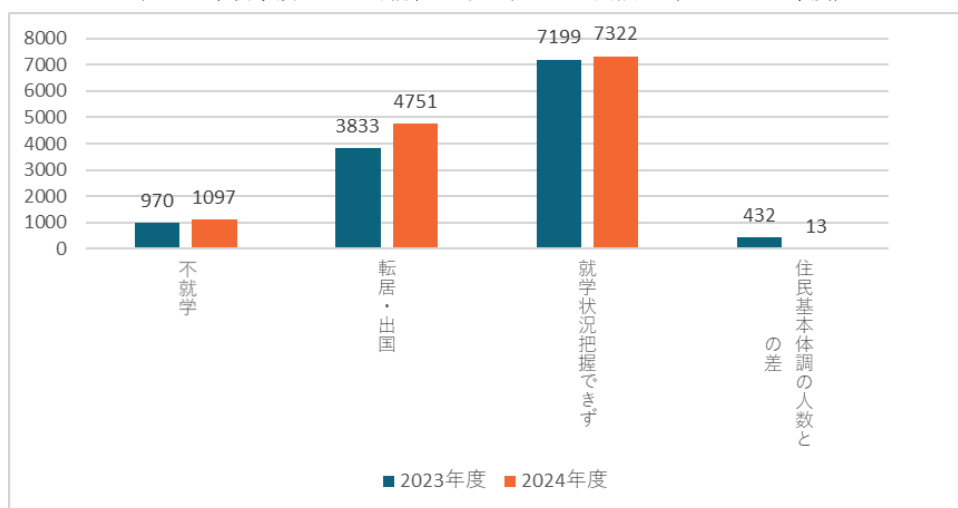
なり、さらに増加している。

実際に、文部科学省が「不就学」に加え、「就学状況把握できず」「住民基本台帳の人数の差異」を合わせて、不就学の可能性があると考えられるとしているが、「転居・出国（予定含む）」についても、国内転居の後に不就学状態になっている子どもが含まれている可能性があるとしている。つまり、行政がコミュニケーションを取ることができない、あるいは居所不明を含めた「状況が把握できないこども」は、なお相当数存在すると考えられる。こうした状況を把握できていない子どもの割合が高いことは、外国につながる子どもの実態を把握し、適切な対策を講じる上で、大きな障壁となっている。

表1 学齢相当の外国人の子どもの就学状況（2023-2024年度）

		就学の人数						その他	合計	住民基本 台帳上の 人数	住民基本台帳上 の人数との差
		義務教育諸学校	外国人学校	合計	不就学	転居・出国 (予定も含む)	就学状況把 握できず				
令和5年度	小学生相当合計人数	90,789	7,462	98,251	641	2,673	4,701	15	106,281	106,540	259
	構成比	85.4	7.0%	92.4%	0.6%	2.5%	4.4%	0.0%	99.9%		
	中学生相当合計人数	36,450	3,531	39,981	329	1,160	2,498	14	43,982	44,155	173
	構成比	82.9%	8.0%	90.9%	0.7%	2.6%	5.7%	0.0%	99.9%		
	合計人数	127,239	10,993	138,232	970	3,833	7,199	29	150,263	150,695	432
令和6年度	小学生相当合計人数	97,882	7,884	105,766	773	3,322	4,799	92	114,752	114,792	40
	構成比	85.3%	6.9%	92.2%	0.7%	2.9%	4.2%	0.1%	100.1%		
	中学生相当合計人数	40,534	3,731	44,265	324	1,429	2,523	52	48,593	48,566	Δ 27
	構成比	83.4%	7.7%	91.1%	0.7%	2.9%	5.2%	0.1%	100.0%		
	合計人数	138,416	11,615	150,031	1,097	4,751	7,322	144	163,345	163,358	13
	構成比	84.7%	7.1%	91.8%	0.7%	2.9%	4.5%	0.1%	100.0%		

出所：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査結果」（令和5年度、令和6年度）より作成

図3 不就学及びその可能性のある子どもの内訳²¹（2023-2024年度）

出所：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査結果」（令和5年度、令和6年度）より作成

この背景には、前述のとおり、日本において「外国人の子の保護者には就学義務が課されていない」という制度的規定が存在する。憲法は、義務教育を受ける権利の主体を「国民」と明確に規定しており、その結果、外国につながる子どもは長らく「国民教育」という枠組みの外に置かれてきた。佐藤（2019）が指摘するように、外国人が日本において教育を受ける権利は、国内法ではなく国際規約および国際法を根拠としており、その性格は「権利」というよりも「恩恵」に近いものとされてきた。このため、外国につながる子どもを対象とした制度的対応は十分に整備されていないのが実態である。

その結果、外国につながる子どもについては、就学義務の対象外であることを理由に、市町村に学齢簿の作成義務が課されておらず、学齢簿による管理を前提とする学校基本調査の「不就学学齢児童生徒調査」の対象からも除外されている。文部科学省は法的強制力を伴わないながらも、外国籍の子どもについても「学齢簿に準ずるもの」を編纂するよう自治体に呼びかけて

いる。これを受け、住民基本台帳と連動させた形で学齢簿を運用している自治体も少なくない。2024年度時点で、全国1,741自治体のうち1,370団体（78.7%）が、住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムを導入し、外国につながる子どもにも適用している。一方で、残りの自治体では、システム自体は導入しているものの外国につながる子どもには適用していない場合や、そもそもシステムを導入していない場合がみられる。²²さらに、現行制度では、住民基本台帳情報と在留資格情報が連携されていないため、すでに出国している可能性のある子どもや、国内転居後に不就学状態に陥っている可能性のある子どもを精緻に把握することが困難である。

このような制度的制約のもとで、外国につながる子どもは学齢簿管理の対象外となりやすく、行政が実態を把握できないまま放置されるリスクが高い。この構造は、「存在を把握できないことが支援につながらない」という悪循環を生み出している。さらに、学校に通っていない子どもは社会的に不可視化されやすく、問題が深

刻化し、重大な結果が生じた段階で初めて顕在化する可能性があることも指摘されている。²³

以上のように、外国につながる子どもの不就業問題の背景には、日本の教育制度が多数派文化を前提に構築されているという構造的要因が存在する。外国につながる子どもの就学状況の実態を把握する義務が市町村にも課されておらず、都道府県や国への報告の回路も存在しない。結果として、各自治体の裁量で外国につながる子どもの教育に関わる施策が行われ、自治体の財政状況や人的資源等制約の故、地域間の格差が大きい。この見えにくい課題を改善するために、外国人を日本社会で生きていく「市民」として位置づけ、新たな教育の在り方を検討する必要がある。²⁴

第3章 外国につながる子どもの教育における情報格差

外国につながる子どもの教育をめぐる課題のうち、情報アクセス格差は、これまで十分に理論化されてこなかった領域でもある。

日本における先行研究では、外国につながる子どもの教育問題は、これまで主に日本語能力不足や学力格差、進路の制約といった可視的な困難に焦点があてられることが多かったが、教育社会学及び移民研究の知見を踏まえると、これらの背後には、教育制度や学校文化に関する情報へのアクセスの不平等という構造的問題が存在している。

Pierre Bourdieu の文化資本論によれば、学校制度は特定の知識や理解様式を前提として運営されており、それらを当然のものとして身につけている家庭が有利になる。日本の学校にお

いては、高校入試制度や内申点、進路指導の仕組み、保護者会や三者面談など、日本特有の制度・文化がその典型である。多くの日本人家庭では、学校文化に関する基礎知識—例えば、内申点の意味、通知表の読み方、進路指導の仕組み、塾や模擬試験の活用、保護者会や三者面談の意味等—が日常的な会話や経験を通じて自然に共有される。これらの情報は、制度によって明示的に教えられるものではなく、「知っていて当然」とされる文化資本であり、外国につながる家庭にとってはアクセス自体が困難な文化資源となっている。²⁵ こうした暗黙の知識こそが、日本の教育制度で要求される文化資本であり、学校の学習や進路選択において重要な役割を果たしている。

しかし、外国につながる家庭は、日本の教育文化の内部で生成・継承されるこの文化資本を十分に保有していないまま、学校生活に参加することが多い。日本人保護者にとっては自明とされる日本の学校文化について、外国人保護者の知識が乏しい。例えば、集団登下校、掃除当番、給食当番といった制度や、お道具箱、上履き、体育着等の指定の持ち物規定等、日本の学校で当たり前とされている習慣は、外国につながる子どもや保護者が日本の学校で最初に直面し戸惑うルールである。²⁶ また単に明文化された校則以外、学校生活の流れ、授業態度、学校行事での振る舞い、そして人間関係まで、日本の教育現場には明文化されていない規範も多く埋め込まれている。さらに入試における情報、内申点制度、進路指導の仕組みや多層の選抜制度など、日本の複雑な教育制度に関する情報は、外国につながる家庭に理解できる形で共有されていないケースが多い。

このように、外国につながる家庭の多くは、保護者が日本の教育制度や進学情報に関する知

識を持ち合わせておらず、文化資本が乏しいため、外国につながる子ども・保護者が必要な情報に到達しにくいという問題に直面している。すなわち、外国につながる家庭にとっては、学校のルール・文化、教育制度及び社会の「常識」などコミュニケーションの壁が重層的に存在している。

また、学校や自治体から発信される情報は、言語の壁だけでなく、社会関係資本を通じて補完されることが多い。進学や支援制度に関する重要な情報は、経験の共有を通じて流通するため、社会的ネットワークから孤立した家庭ほど情報にたどり着けない。制度は形式的には開かれていても、実質的には不平等なアクセス構造が存在しているのである。²⁷

この情報格差は、言語ブローカー現象とも密接に関連している。保護者が制度情報を理解・取得できない場合、子どもが通訳や説明役として動員されることがある。これは家庭と学校・行政との間の情報断絶を一時的に補完する一方で、子どもに本来担うべきではない責任や心理的負担を集中させる構造を生み出している。しかし、こうした負担は学校現場や政策評価の中で把握されにくく、問題が顕在化しないまま継続する可能性が高い。これは単なる言語支援の問題ではなく、家庭内における文化資本の非対

称性が子どもに転嫁される制度的問題として理解されるべきである。

このように、外国につながる子どもの家庭における教育制度理解の困難や情報アクセスの問題、言語ブローカー現象は、個別の問題ではなく、学校制度が前提とする文化資本と家庭の資源とのミスマッチとして理解できる。これらの課題は、日本語運用能力を前提として提供されることが多いため、個人や家庭の努力不足や日本語能力のみに起因するものとして解釈されがちである。しかし、実際には、制度に埋め込まれた日本の独特の学校文化及び教育制度の構造自体によって生み出される排除の一形態であるといえる。つまり、外国につながる子どもたちの教育課題は、必要な情報に確実にアクセスできないことによって情報格差が生じ、その根底には、日本の教育制度そのものが多数派日本人の文化的前提を基盤として構築されているという構造的問題が存在している。以上の理論的整理を踏まえ、こうした情報格差が実際に外国につながる家庭がどのように経験され、またどのように認識されているのかを明らかにするために、2025年7月から11月にかけて、外国籍の保護者5人、中学校の副校長および日本語通級指導教室担当教諭を対象に、半構造化インタビュー調査を行った。

表2 インタビュー項目

保護者	入学・入園時の手続き	情報源 言語 理解度
	日々の連絡とコミュニケーション	情報源 言語 理解度 直接先生と連絡できるか 直接先生と話す機会があるか
	学校のルール・文化・習慣に関する認識 (PTA, 当番制度、持ち物規定等)	情報源 言語 理解度
	教育制度に関する認識 (内申点の意味、通知表の読み方、進路指導の仕組み、塾や模擬試験の活用、保護者会や三者面談の意味等)	情報源 言語 理解度
	子どもへの役割転嫁	あるか
	子どものメンタルケア (困っていること、いじめや差別など)	学校側が対応しているか 家庭ではどのように対応しているか
学校関係者	外国籍保護者とのコミュニケーション	最も苦勞しているところ
	学校情報の伝達	言語 アプリ・LINE・翻訳 APP の使用状況 課題
	保護者対応	割ける時間 課題

表3 保護者へのインタビュー結果(教育情報へのアクセス)

	国籍	来日 年数	日本語 理解度	主に困難と難じ るとき	情報源	子どもへの 役割転嫁	心配な点
A	スリランカ	30	初級	行事内容・受験 情報の無知	地域ネットワ ーク	あり	日本の学校における独特なル ールを知らなくて不安。
B	フランス	40	上級	配慮不足・疎外 感	家族・地域ネ ットワーク	なし	学校独自の仕組みがわから ず、差別やいじめに対して学 校側の対応が不足と感じる が、対策も調べられない。
C	ネパール	18	会話 程度	入学手続き・文 字情報	友人・地域ネ ットワーク	あり	学校の連絡がわからない部分 が多い。受験に関する情報も 入ってこない。子どもの学校 の様子も先生から教えてもら えない。かなり不安。
D	ガーナ	3	初級	入試制度の不知・ 行事不参加	子どものみ	強い	受験の仕組みを一切知らず、 どこから手を付ければよいか 不明。学校の行事に参加して も内容がわからない。子ども に頼っている。
E	エジプト	8	中程	入園・入学時期 の混乱	子ども・ 友人	あり	先生と直接の対話なし、進級 や受験の仕組みがわからず焦 りを感じる。

表4 学校関係者へのインタビュー結果(教育情報の伝達)

中学校副校長	外国籍保護者とのコミュニケーションが最大の課題である。現在は英語科の教員が対応することが多く、特定の教員に負担が大きい。 修学旅行や面談などの重要事項は、学校連絡用アプリに加え、LINEの翻訳機能を活用して個別に送るなどの工夫をしているが、多大な手間がかかっている。
日本語通級指導教室担当教諭	学習サポートがメインであり、保護者対応まで手が回らない。学校側がアプリで情報を配信していても、実際には保護者が登録すらできていないケースが多く、情報が届いていない。 子どもが学校で差別を受けている現状もあり、保護者の感情を汲み取る余裕がないことに危機感を持っている。

調査の結果から、外国につながる子どもの教育においては、多くの家庭は学校の文化・習慣及び教育制度に関する十分な知識を持たないこと、十分な情報にアクセスするルートを持っていないことが明らかになった。積立金の仕組み、塾に入るタイミング、受験制度など、「そもそもその情報が必要であることすら知らなかった」という共通した認識が確認された。さらに子どもが学校や行政とのやり取りを担うケースも見られ、本来学習に当てるべき時間を削り、子どもに大きな心理的・実務的負担を与えている。

総じて考えると、日本の教育制度における情報アクセス格差には、以下の複数の構造的課題が存在する。

第一に、制度情報が日本語のみで提供されていることが大きな障壁となっている。学校説明会、進路資料、重要な通知文書など、ほとんどが日本語のみで作成されているため、保護者が制度情報を理解できず、進路決定に関与できない状況が生じている。

第二に、日本の教育文化が家庭内ネットワークを通じて暗黙知として共有される構造がある。日本人家庭では、進路情報や受験文化に関する知識が、自分の経験やママ友等のネットワーク

を通じて補完し合っているが、外国につながる家庭はこのネットワークが欠如しており、文化資本の格差がそのまま制度アクセス格差として現れている。

第三に、学校側の説明が多数派文化の前提の上に構築されている。説明会や配布資料は、「理解できるはず」「知っているはず」という多数派家庭の経験を基準に作成され、外国につながる家庭にとっては制度理解の機会が構造的に限定されてしまう。

第四に、自治体ごとの取り組みに大きな地域差がある点も重要である。多言語化や個別サポートを積極的に進める自治体がある一方、外国人児童生徒数が増加していても制度整備が進まない自治体も多い。地域による不均衡が多く見られる。

第五に、多数派日本人の自文化中心主義への批判的視点が欠けていることが挙げられる。多文化共生が「外国人への支援」や「理解する姿勢」へと矮小化され、多数派側が自身の文化的前提や制度のあり方を問い直す視点が欠けているという指摘は、国内研究でも繰り返し示されている。²⁸

これらの点は、情報格差が外国につながる子

どもや保護者の「個人的努力」や「語学力」によって説明できるものではなく、日本社会の文化的前提が教育制度の中に制度化された結果として生じる構造的な不平等であることを明確に示している。

この構造は、外国につながる子どもが学校文化への適応や進路選択において不利な立場に置かれるという結果を生むだけでなく、日本社会が「多文化共生」を掲げながら、その実態として依然として同化主義的な価値観に支えられていることを示している。すなわち、情報アクセス格差は教育分野の個別的課題ではなく、多文化共生社会の形成にかかわるより大きな社会構造的課題の一部である。

第4章 多文化共生の再考

総務省によれば、多文化共生社会は、国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく社会を指している。²⁹それは、多様性に基づく社会の構築という観点に立ち、外国人や日本国籍の民族的少数者が、それぞれの文化的アイデンティティを否定されることなく、社会に参加することを通じて実現される、豊かで活力ある社会の実現を目指す概念である。そのような社会を作ることには、人権の確立、民主主義の成熟、新たな経済社会の構築、そして地球社会への貢献といった重要な意義があるとされている。しかし、多文化共生の理念には「日本人 vs 外国人」の二項対立が強く埋め込まれていることが指摘されている。³⁰またこのような定義は日本社会に固有の同化と排外意識からの脱却という視点が欠如していると指摘されてい

る。³¹

この言葉は1990年代半ば頃から市民運動で用いられてきたが、2000年前後には自治体の外国人住民施策の体系化を図る過程で重要なキーワードとなった。

2006年総務省が地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」を制定した。その後このプランを発展させたものを2020年にも制定している。多岐にわたる領域について指針計画が示されているが、教育分野の課題は「生活支援」という項目の中で、「教育機会の確保」として学校での受け入れや、日本語支援、進路指導、多文化共生教育にも言及されている。一方、「人権」、「共生」という言葉は使われているが、外国につながる子どもの学ぶ権利についての明確な言及はない。また、「母語支援」「母語による学習サポート」についても言及はあるが、「母語・母文化保障」についての言及はない。つまり、上述したように、外国につながる子どもに日本語を勉強する機会を与える、日本語及び日本文化の習得を促し、地域社会への適応を重視する政策であると解釈できる。

今現在多くの自治体が推進している多文化共生は、この「地域における多文化共生推進プラン」に基づいているものであり、外国人支援が中心となっている。しかし、この多文化共生は、1990年代には、「外国人支援」ではなく、日本社会側の価値観と制度の変容を求める実践の概念として用いられていた。当時の議論は、偏見や差別といった社会の構造的問題を射程に入れ、マジョリティが自文化中心主義を問い直すことを不可欠な要素としていた。単なる外国人支援ではなく、マジョリティの日本人がどのように受け止めるか、日本社会がいかに変わるか、と

ということが意識されていた、下からの多文化共生実践的概念として出発したものであった。しかし2000年代以降、多文化共生は行政主導の政策語として制度化され、「地域における多文化共生推進プラン」などにみられるように、主として外国人への「支援提供」を目的とした社会統合政策へと変容した。その結果、「日本社会側が変わる」という視点は後退し、外国人に日本語能力や日本文化理解を求める同化的アプローチが中心になった。³²

この変容は、外国につながる子どもの教育課題の捉え方にも強く影響している。すなわち、外国人は「日本社会に適応すべき存在」として位置づけられ、教育政策においては日本語指導が最優先とされる一方、母語教育や文化的権利の保障、多様性を基盤とした制度改革といった構造的課題が周縁化されてきた。このように、行政政策としての多文化共生は、理念として掲げられた「対等な共生」と実態との間に大きな乖離が存在する。

法務省が共生社会の実現に向けた施策に関する日本人の理解及び考え方を把握するため、令和5年の10月～11月に「外国人との共生に関する意識調査」を行った。調査では、外国人として認識される要因として、「日本語能力のつたなさ」が44.6%で最も高く、「見た目、身体の特徴」39.6%、日本社会文化への理解不足37.7%、国籍34.3%が3割台で続いていることが示された。また外国人労働者に求めているものは、日本語能力60.8%、日本文化に対する理解59.4%の2項目が6割前後で高い。³³これは現在日本社会の共生社会のビジョン及び共生社会の実現に向けた施策に関する理解を示す結果であると考えられる。

ここから見られるように、多文化教育の課題の核心に、日本人自身の自文化中心主義とどの

ように向き合うかという重要な課題である。外国のつながる子どもの教育における課題の背後には、日本の固有の目に見えない文化実践、外国人を見る視点、また学校教育を構成する根底にあり、文化的な同化を協力に進める形で機能している。このような意識が変わらない限り、外国のつながる子どもの教育現場では、依然として日本語教育が先行して、本当の多文化共生教育が実現することが困難であると考ええる。

終わりに

本稿では、外国につながる子どもが日本の教育制度の中で直面しているが不可視されている二つの主要課題——不就学、教育制度に関する情報アクセス格差——を検討し、それらが個別の事象ではなく、制度構造・学校文化・多数派意識が複合的に作用して生み出される問題であることを明らかにした。制度の前提に組み込まれた日本語中心主義や、家庭内ネットワークに依存する教育文化、学校文化を規定する暗黙知の存在は、外国につながる子どもの教育における大きな壁となっている。

外国につながる子どもの教育に関する不就学、そして情報アクセス格差といった問題は、一見すると「外国人特有の困難」として理解されがちである。しかし、その背後には、日本社会が多数派文化を前提として制度を構築していることが存在している。たとえば、就学義務が外国につながる子どもに適用されていない制度は、法律上は中立に見えても、実際には外国につながる子どもを制度の可視化の外側に置き、不就学を「自然発生的な問題」として扱わせてしまう。こうした状況は、多文化共生が掲げる「多

様性の尊重」とは矛盾し、むしろ文化的同質性を前提とする制度運用を温存していると言える。

また、教育制度に関する「暗黙知」への依存—例えば受験制度、学力評価、学校選択、進路決定などを家庭や地域ネットワークに委ねる文化は、文化資本の再生産機能として作用し、外国につながる家庭を構造的に不利な立場に置く。この構造は、多文化共生を支えるべき社会の制度が、実は多数派の文化的慣行に深く根ざしていることを示している。

これらの課題は日本に特有のものではなく、多文化化が進む社会における普遍的な課題である。しかし日本の場合、制度の多言語化・母語教育の制度化・就学義務の明確化といった基盤整備が OECD 諸国と比較して大きく遅れており、「多文化共生」を掲げながらも同化主義的な制度文化が根強く残存している点に特異性があるといえる。

外国につながる子どもの教育課題は、「支援を必要とするマイノリティの問題」にとどまらない。それは、日本社会が多様性をどのように制度化し、どのような社会を目指すのかという根源的な問いと直結している。多文化共生社会の実現には、外国人に対する支援の拡充だけではなく、多数派である日本社会側が、自らの文化的前提や制度構造を問い直し、変容していくことが不可欠である。

すなわち、社会全体が相互に学び合い、変容していくための相互変容型の多文化共生モデルを目指し、外国につながる人々を「受け入れる存在」ではなく「共に変わる存在」という理念で、社会そのものが多様性に適応していく必要がある。

注

- 1 外国人児童、外国籍の児童、外国にルーツを持つ子どもなどいくつかの言い方があるが、本稿は基本「外国につながる子ども」とし、行政資料などに使われた言葉をそのまま引用する形にする。
- 2 教育新聞 「小学校に『外国につながる子いた』3割超 18歳意識調査」2021年12月23日付
- 3 竹内愛（2022）「外国にルーツを持つ子供の教育課題－教員・児童生徒の視点から」共愛学園前橋国際大学論集 <https://kyoai.repo.nii.ac.jp/records/246> 2024年8月30日アクセス
- 4 朝日新聞 「日本語教えるだけじゃない 外国籍のこどもの就学・就職、広がる支援」2023年11月10日付
- 5 例えば、森雄二郎（2018）「外国にルーツを持つ子供の教育支援に関する一考察」
- 6 同志社政策科学研究 20（1），pp.89-100や、奴久妻駿介（2022）『日本の外国人児童生徒と多文化主義－「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」の関連語分析』『現代社会学研究』第35巻 pp.1－17などがある。
- 7 出入国在留管理庁「在留外国人数（2024年6月）」
https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00047.html
- 8 文部科学省「日本語指導が必要な児童制度の受け入れ状況に関する調査」https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421569_00006.htm 2025年6月12日にアクセス
- 9 松尾知明（2013）『多文化教育をデザインする－移民時代のモデル構築』勁草書房
- 10 斎藤ひろみ・佐藤郡衛（編）（2009）『文化間移動をする子供たちの学び－教育コミュニティの創造に向けて』ヒツジ書房
- 11 森雄二郎（2021）「多文化社会における教育支援のあり方を考える：学習支援からつながる支援まで」社会科学50（4）同志社大学人文科学研究所 pp.97-116
- 12 山野上麻衣（2019）『「子供の貧困」から見る不就学－外国籍の子供の不就学問題の20年を振り返って－』『グローバル・コンサーン』第2号、pp.86-103
- 13 佐藤郡衛（2019）『多文化社会に生きる子どもの教育：外国人の子ども、海外で学ぶ子どもの現状と課題』明石書房
- 14 関東弁護士会連合会（2021）「外国につながる児童・生徒の教育の実態に関するアンケート調査結果報告書～教育を受ける権利の保障のために」
https://www.google.com/url?sa=t&source=web&rct=j&opi=89978449&url=https://www.kanto-ba.org/declaration/pdf/r03a05.pdf&ved=2ahUKEwib2cOCs_WRAxU3cPUHHdYLN5MQFnoECBUQAQ&usq=AOvVaw0Mc552n0M

xYMuDYXYLdlUH

survey03.html 2025年8月21日アクセス

- 15 同上
- 16 毎日新聞（2019）、「外国籍の子 就学不明1.6万人 義務教育の対象外」2019年1月6日付
- 17 文部科学省『外国人の子供の就学状況等調査結果（確定値）概要』https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt_kyousei01-000006114_01.pdf 2024年6月3日アクセス
- 18 文部科学省（2024）『令和5年度外国人の子供の就学状況等調査結果について』https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421568_00004.htm
- 19 教育新聞「外国籍の子の不就学」2025年1月9日付。さらに、小島は、『就学者数』の中で「義務教育諸学校」に通う子は全体の8割と変化はないものの、「外国人学校」に通う子どもの数は5023人から1万993人と約2倍になっていることに注目し、国は外国人学校を普通教育の学校（一条校）と見なしていないにもかかわらず、就学者が増えているように見せかけている」と指摘。
- 20 朝日新聞『24年度の外国人の子の「不就学」8432人でほぼ横ばい』2025年10月2日付
- 21 ここでは、文部科学省が示した見解に基づき、不就学に加え、就学状況把握できず、住民基本台帳の人数の差のほかに、転居・出国（予定含む）の子供も「不就学及びその可能性のある子供」と計算する。
- 22 文部科学省「令和6年度外国人の子供の就学状況等調査結果について」
- 23 大坪美奈子（2023）「外国人散在地域における外国人児童生徒を取り巻く環境の改善に向けて：日本語支援員の視点から」別府大学日本語教育研究（別府大学日本語教育研究センター紀要）. No.13（2023.3）, pp.15-33
- 24 佐藤郡衛（2019）、前掲書
- 25 志水宏吉（2015）「教育は誰のものか：格差社会の中の学校選び」『教育研究』82（4）、pp.40－51
- 26 竹内（2022）、前掲論文
- 27 清水陸美（2011）や宮島喬（2004）の研究を参照。
- 28 山野上（2019）、前掲論文
- 29 総務省「多文化共生の推進に関する研究会」報告書～地域における多文化共生の推進にむけて～」2006年3月
- 30 柏崎千佳子（2010）「日本のトランスナショナルリズムの位相—＜多文化共生＞言説再考」渡戸一郎・井沢泰樹編著『多民族化社会・日本』明石書店 pp.237－255
- 31 山根俊彦（2017）『「多文化共生」という言葉の生成と意味の変容—「多文化共生」を問い直す手がかりとして』『常盤台人間文化論叢』3（1）、横浜国立大学都市イノベーション研究院, pp.135-160
- 32 同上
- 33 法務省「外国人との共生に関する意識調査」<https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/>

参考文献

- ① 日本語文献
- 太田晴雄（2000）『ニューカマーの学校と日本の学校』国際書院.
- 柏崎千佳子（2010）「日本のトランスナショナルリズムの位相—＜多文化共生＞言説再考」
- 渡戸一郎・井沢泰樹（編）『多民族化社会・日本』明石書店 pp. 237-255
- 関東弁護士会連合会（2021）『外国につながる児童・生徒の教育の実態に関するアンケート調査結果報告書』
- 小島祥美（2016）『外国人の就学と不就学—社会で「見えない」こどもたち』大阪大学出版会
 - －（2017）『社会で「見えない」不就学の外国人の子どもたち』荒牧重人ほか（編）『外国人のこども白書』明石書店 pp. 136-138
 - －（2018）『「ジモト」を作る外国人教育—不就学ゼロをめざして』『世界』915, pp.132-141.
 - －（2024）「日本に暮らす外国籍の子供たちに就学支援を：平等に教育を受けられる体制づくりが急務」<https://www.nippon.com/ja/in-depth/d00814/>
- 佐久間孝正（2005）「多文化に開かれた教育に向けて」宮島喬・太田晴雄（編）『外国人のこどもと日本の教育—不就学問題と多文化共生の課題』. 東京大学出版会.
 - －（2006）『外国人の子供の不就学—異文化に開かれた教育とは』勁草書房.
 - －（2011）『外国人の子どもの教育問題—政府内懇談会における提言』勁草書房.

- － (2014)「文部科学省の外国人児童生徒受け入れ施策の変化」『専修人間科学論集 社会学篇』14 (2) , pp.35-45.
- 佐藤郡衛 (2019)『多文化社会に生きる子どもの教育—外国人の子ども、海外で学ぶ子どもの現状と課題』明石書店
- 志水宏吉 (2002)「学校世界の多文化化—日本の学校はどう変わるか」宮島喬・加納弘勝 (編)『国際社会 2 変容する日本社会と文化』東京大学出版会 pp. 69-92
- 志水宏吉 (2015)『教育は誰のものか—格差社会のなかの「学校選び」』『教育学研究』82 (4) , pp.558-570.
- 志水宏吉, 高田一宏, 堀家由妃代, 山本晃輔 (2014)「マイノリティと教育」『教育社会学研究』95, pp. 133-170
- 清水睦美 (2006)「外国人児童生徒の学校経験とアイデンティティ」『教育社会学研究』78, pp.111-130.
- 清水睦美 (2011)『子どもの貧困と教育支援』明石書店
- 竹内愛 (2022)「外国にルーツを持つ子供の教育課題—教員・児童生徒の視点から」『共愛学園前橋国際大学論集』<https://kyoai.repo.nii.ac.jp/records/246>
- 丹羽雅雄 (2022)「教育を受ける権利と就学義務」荒牧重人ほか (編),『外国人のこども白書 (第2版) —権利・貧困・教育・文化・国籍と共生の観点から』明石書店
- 奴久妻駿介 (2022)「日本の外国人児童生徒と多文化主義—「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」の関連語分析」『現代社会学研究』35, pp.1-17.
- 松尾知明 (2013)『多文化教育をデザインする—移民時代のモデル構築』勁草書房
- 宮島喬 (2004)『外国人労働者と日本社会』岩波書店
- － (2014)『外国人の子どもの教育—就学の現状と教育を受ける権利』東京大学出版会
- 森雄二郎 (2018)「外国にルーツを持つ子供の教育支援に関する一考察」『同志社政策科学研究』20 (1) , pp.89-100.
- 山野上麻衣 (2019)『「子供の貧困」から見る不就学—外国籍の子供の不就学問題の20年を振り返り』『グローバル・コンサーン』2, pp.86-103.
- ② 英語文献
- Bourdieu, P. (1986) The forms of capital. In J. Richardson (Ed.) , Handbook of Theory and Research for the Sociology of Education. Greenwood, pp. 241-258
- Joshi, R. D. P., & Tabata, S. (2021) Barriers to Education for Migrant Children in Japan at Mainstream Schools: From a Rights-based Perspective. Journal of Human Security Studies, 10 (2) , pp.109-129
- OECD. (2018) The resilience of students with an immigrant background: Factors that shape well-being. OECD Publishing.
- Portes, A., & Rumbaut, R. (2001) Legacies: The story of the immigrant second generation. University of California Press.
- Suárez-Orozco, C., & Suárez-Orozco, M. (2001) Children of immigration. Harvard University Press.
- UNESCO (2019) Global education monitoring report 2019: Migration, displacement and education. UNESCO Publishing.